

東広島市監査公表第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成27年度定期監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

平成28年3月25日

| | | | | |
|----------|---|---|---|---|
| 東広島市監査委員 | 山 | 崎 | 幹 | 雄 |
| 同 | 水 | 戸 | | 晃 |
| 同 | 小 | 川 | 宏 | 子 |

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

| 対象部局等 | | 対象期間 |
|-------|-------------|---------------------|
| 財務部 | 管財課（財産区を含む） | 平成27年度（平成27年11月末現在） |
| 産業部 | 園芸センター | 平成27年度（平成27年10月末現在） |
| 建設部 | 住宅課 | 平成27年度（平成27年8月末現在） |
| 下水道部 | 下水道施設課 | 平成27年度（平成27年10月末現在） |
| 会計管理室 | 会計課 | 平成27年度（平成27年8月末現在） |
| 学校教育部 | 学事課 | 平成27年度（平成27年11月末現在） |

第2 監査の実施期間

平成27年11月4日から平成28年3月18日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか及び条例、規則等に則り効率的、有効的に執行されているかを主眼として、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

第4 監査の結果

監査の結果、事務事業は関係法令等に従いおおむね適正に執行されていたが、事務の一部に次のとおり改善・検討を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、適正な事務執行に努められたい。なお、軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査時に口頭で指摘した。

【財務部】

(管財課)

1 財産管理事務

行政財産の使用許可事務について、使用者からの誓約書が徴取されていないものがあつた。(平成22年度定期監査時にも指摘)

公有財産管理規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

【下水道部】

(下水道施設課)

1 財産管理事務

東広島市公共下水道条例による占用許可のうち、減免申請がなされないまま減免しているものがあつた。

関係規定に基づいた適正な事務処理に改められたい。

【学校教育部】

(学事課)

1 滞納整理事務

奨学金貸付金元利収入について、滞納者に対する訪問納付指導等が行われておらず、徴収事務の取り組みが不十分なものがあつた。

計画的に訪問納付指導を行うとともに、平成28年4月1日から施行される債権管理条例の内容を踏まえ、事務の改善に努められたい。

第5 監査意見

1 補助金交付事務

市が交付する補助金については、必要性、公益性及び有効性等の観点から補助金の成果又は効果の的確な把握とその評価が必要である。しかし、平成26年度の補助金において、実績報告書が提出されていないものや実績報告書に添付することとされている支出を証する書類の写しが添付されておらず、事業の執行状況の確認及び必要性等の評価がなされていないものがあつた。

補助金の執行に当たっては、常に交付決定内容や交付条件に沿って執行されているかどうか、補助金の必要性等の評価検証を行い適正な執行に努められたい。

特に補助金をその団体が他の団体等に間接補助しているものについては、補助金の必要性、有効性等を確認し評価するために、間接補助を受けた団体等の事業の検証が必要となる。市は、間接補助を受けた団体等の費用について、執行の確認と事業の成果、効果の検証が行えるよう透明性を高めるとともに、適正な評価検証を行われたい。

2 職員のリスク管理

本市では職員による不祥事が後を絶たず、本年度も職員の不祥事が多発している。市民の模範となるよう率先して法令を遵守すべき職員がこのような不祥事を繰り返すことは、市の信頼が著しく損なわれ、行政運営に多大な影響を及ぼすものである。

市民に信頼され期待される市役所とするために、職員の不祥事をはじめ、窓口対応、事務処理上のミスなど行政運営上の様々なリスクを未然に防止するとともに、市の信頼回復に向け、これまで以上に公務員倫理の保持及び法令の遵守を徹底されたい。